

## 広島サミット消防特別警戒連絡会議設置要綱（案）

### （設置）

第1条 広島サミット（以下「サミット」という。）の消防特別警戒を円滑に推進することを目的として、広島県内の消防機関の連携を図るため、広島サミット防災・危機管理県・市調整会議設置要綱第3条に基づき、広島サミット消防特別警戒連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）サミット消防特別警戒に係る県内消防機関の連携に関すること。
- （2）サミット警防活動に関すること。
- （3）サミット予防活動に関すること。
- （4）その他、サミット消防特別警戒に関すること。

### （組織）

第3条 連絡会議は、座長と委員で構成する。

- 2 座長は、広島市消防局総務課長をもって充てる。
- 3 委員は、広島県消防保安課長，広島市危機管理課長及び県内各消防本部の総務担当課長の職にあるものをもって充てる。
- 4 連絡会議は、座長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。
- 5 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 座長に事故のあるときは、座長の指名するものがその職務を代理する。
- 7 連絡会議に、警防分科会及び予防分科会を設置する。

### （分科会）

第4条 分科会は、分科会長と分科会員で構成する。

- 2 警防分科会員は、県内各消防本部の警防担当課長の職にあるものをもって充て、分科会長は分科会員の互選により選出する。
- 3 予防分科会員は、県内各消防本部の予防担当課長の職にあるものをもって充て、分科会長は分科会員の互選により選出する。
- 4 分科会の会議は、分科会長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。  
なお、分科会長は、会議内容に応じて必要な分科会員のみを招集することができる。
- 5 分科会長は、必要に応じて分科会員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 分科会長に事故のあるときは、分科会長の指名するものがその職務を代理する。

### （庶務）

第5条 連絡会議の庶務は、広島市消防局総務課において処理する。

### （その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年●月●日から施行する。